

2017年6月

改正再エネ特措法の概要

弁護士 小林 英治 / 弁護士 横井 邦洋 / 弁護士 矢吹 邦太郎

2017年4月1日(以下、「施行日」という)、再生可能エネルギー固定価格買取制度(いわゆるFIT制度)を大きく見直すことを目的とした、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)が一部の規定を除き施行された(以下、「法」という)。また、この法改正にともなって、新制度の細目を定める同法施行規則の改正も同日あわせて施行された(以下、「規則」という)。本ニュースレターでは制度見直し後のFIT制度を概観した上で、主要な制度見直しポイントについて詳述する。なお、今回の改正に伴い、既存事業者において対応が必要となる事項については本ニュースレターとともにリリースされる「改正再エネ特措法の施行に伴う旧認定発電設備に関する実務対応」の中で触れることとする。

1. 制度見直しの全体像

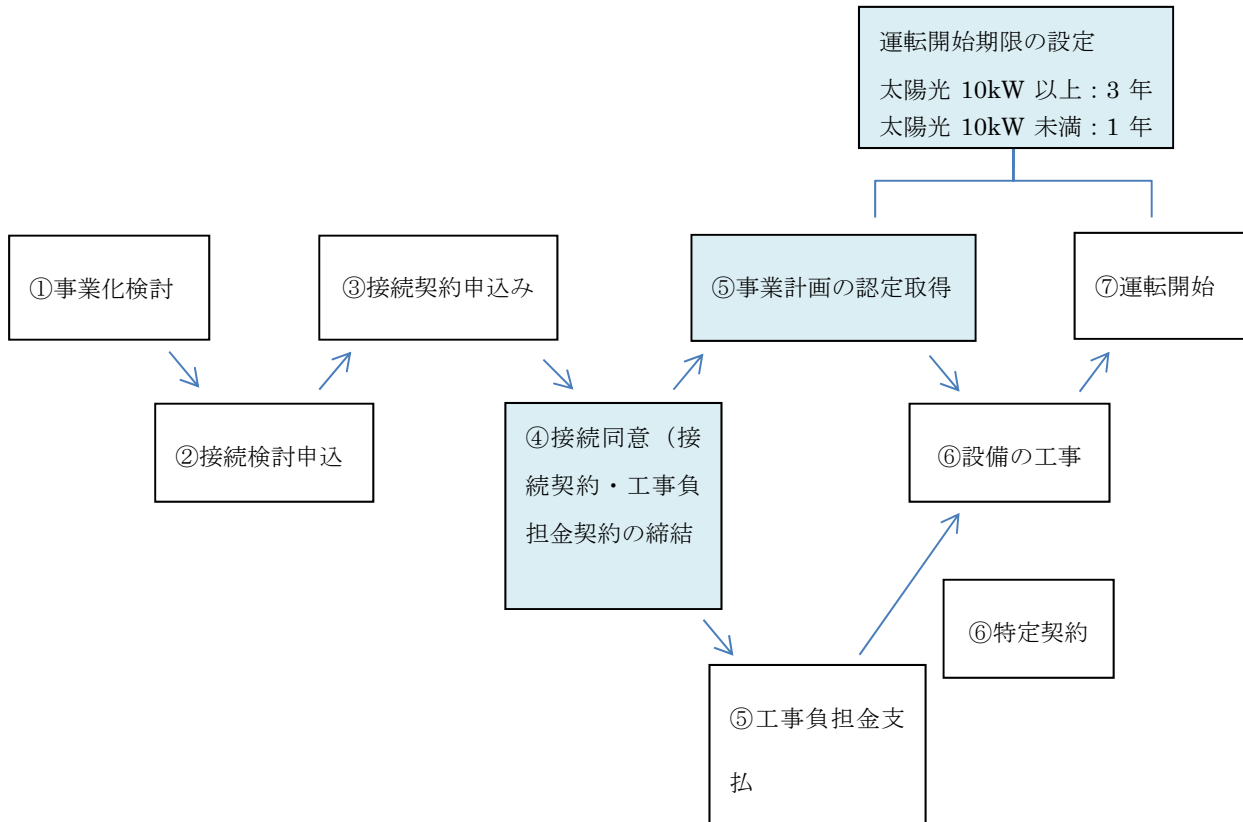
今回の制度改正は、FIT制度創設以来指摘されてきた制度上の問題点についての見直しと更なる再生可能エネルギーの導入促進を企図している。制度見直しポイントのうち重要なものとしては、以下のように整理できる。

- ① 新認定制度の創設
- ② 適切な発電事業実施を確保するための仕組みの導入(事業実施中の設備点検・保守、事業終了後の設備撤去、認定情報の公表等)
- ③ 入札制度の導入(当面の対象は事業用太陽光発電)
- ④ 調達価格の見直し(発電設備区分の新設・細分化、数年先の買取価格の設定・中長期的な価格目標の設定)
- ⑤ 再生エネルギー電気の買取義務者の変更

以下では、重要と考えられるその他の事項についても触れつつ、上記の点を中心に概説する。

2. 主要な制度見直しポイントの概要

(1)新認定制度の創設



(a)接続同意の取得時期

新 FIT 制度下において再生可能エネルギーの発電事業を行おうとする場合の一般的なFIT認定取得手続の流れは、概ね上表のとおりである。

上記の各プロセスのうち、事業者において特に注意すべき事項の一つは、④接続同意の取得が⑤事業計画(再生可能エネルギー発電事業計画)の認定に先立って要求されることとなった点である(規則第5条の2第1号)。旧FIT制度下において、FIT認定取得後に接続同意を取得していた実務スケジュールに影響を与える改正といえる。なお、上記④の接続同意を証明するためのFIT認定申請添付資料としては、系統に接続することを送配電事業者が承諾するいわゆる「連系承諾」に係る系統連系承諾書のみならず、系統接続に必要な費用(いわゆる「工事費負担金」)の負担に係る工事費負担金契約書も必要となることに留意されたい。

(b) 運転開始期限の遵守

	運転開始期限	超過した場合の制裁措置
太陽光 10kW 以上	FIT 認定取得から 3 年以内	超過した期間分について調達期間の短縮措置(調達価格等を定める告示 2 条 7 項)
太陽光 10kW 未満	FIT 認定取得から 1 年以内	FIT 認定の取消措置(法第 15 条第 1 号)

上記のほか特に注意すべき点としては、入札対象外の出力 10kW 以上太陽光発電設備については FIT 認定を受けた日から起算して 3 年以内に、出力 10kW 未満の太陽光発電設備については FIT 認定を受けた日から起算して 1 年以内に、当該発電設備を用いて運転を開始する計画であることが要求される(規則第 5 条第 1 項第 9 号、10 号)。期限を超過した場合、上表に記載の制裁措置が行われ得ることに留意されたい。

(c) 認定基準の変更点

その他、新 FIT 認定基準において新たに加わった基準の概要は下表のとおりである。

1. 事業の内容が基準に適合すること(法第 9 条第 3 項第 1 号、規則第 5 条 1 項各号)
・適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
・外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること(太陽光 20kW 未満除く)
・設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること
・発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること
・(バイオマスの場合)発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること(発電に係るバイオマス比率の定期的(毎月 1 回以上)な算定・記録すること等)
・(地熱の場合)地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること(自己・周辺の源泉の継続的なモニタリングなどの継続的・安定的な発電を行うために必要な措置を講ずる事業計画となっていること)
2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること(法第 9 条第 3 項第 2 号、規則第 5 条の 2 第 1 号)
・接続することについて電気事業者の同意を得ていること
3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ旧 FIT 認定基準を踏襲(法第 9 条第 3 項第 3 号、規則第 5 条第 2 項各号)
(1～3 共通)
関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること

以上のほか、資源エネルギー庁が本年 3 月に公表した「事業計画策定ガイドライン」においては、FIT 事業者における適正な事業実施の確保を図るため、FIT 認定基準として規定される保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体化した考え方が示されるとともに、法令の規制がかからない事項についても「推奨事項」として一定の対応が要請されている。事業者においては、かかるガイドラインの内容も踏まえた上で、FIT 事業計画を作成する必要がある。

(d)FIT認定後の措置等

✓ FIT 認定の公表(法第 9 条第 5 項)

FIT 認定がなされた場合には、資源エネルギー庁のホームページ等を通じて、認定にかかる発電設備の識別番号(ID)、認定事業者名及び(法人の場合は)代表者の氏名、発電設備区分、発電設備の認定出力、発電設備の所在地が公表される(識別番号(ID)及び事業者・代表者名については 20kW 未満に係る太陽光発電設備は除く)。

✓ FIT 認定後の事業計画内容変更(法第 10 条)

	変更内容	備考
変更認定 (法第 10 条 1 項)	事業主体の変更、発電出力の変更等の重要事項	事業主体変更は、新制度の下では変更後の事業者の義務。なお、会社分割・合併等による事業者名の変更や役員の氏名の変更等については事後変更届出の対象。
事前変更届出 (法第 10 条 2 項)	事業計画内容の変更のうち、上記の変更認定事項を除いたもの	設備所在地、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象
事後変更届出 (法第 10 条 3 項)	事業者の氏名・名称、住所、代表者氏名、役員氏名の変更	—

FIT 認定後、事業内容や実施期間等の事業計画を変更する場合には、上表の区分に応じて、変更認定・事前変更届出・事後変更届出のいずれかを行う必要がある。なお、変更認定に際しても、変更後の計画について、上記で述べた各認定基準の充足が要求されることには留意が必要である。また、変更認定を必要とする変更が行われた場合には、その変更認定事由に応じて電気の調達価格に変更が生じる。その概要は下表のとおりである。

電源	変更認定事由
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> ・出力の増加 (ただし、①電力会社の接続検討の結果を受けて出力を増加する場合、②10kW 未満設備が引き続き 10kW 未満の場合を除く。) ・平成 28 年 7 月 31 日までに接続契約を締結しているみなし認定事業者については、太陽電池にかかる変更の認定
太陽光以外	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅(10kW 以上かつ 20%以上)な出力の変更(ただし、上記①の場合を除く。)及び以下の価格区分等の変更 <ul style="list-style-type: none"> i. 陸上風力発電設備について、リプレイス区分と新設区分を変更するような変更 ii. 地熱発電設備について、リプレイス区分と新設区分を変更するような変更 iii. 未利用木質バイオマス発電設備について、2,000kW 以上・未満の区分を変更するような変更(大幅な出力変更を伴わない場合に限る。)

(2)適切な事業実施を確保する仕組みの導入

旧制度の下で指摘されてきた事業者と地域住民・自治体とのトラブルや発電設備の安全性確保の問題等を踏まえ、法は、事業開始前・実施中・廃止後それぞれの段階に応じて、適切な事業実施を確保する仕組みを導入している。その概要は以下のとおりである。

✓ 事業開始前

発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制整備が事業計画に盛り込まれているかがFIT認定の際に審査される。また、事業期間終了後に発電設備を適切に処分する計画になっているかについても審査される。

✓ 事業実施中

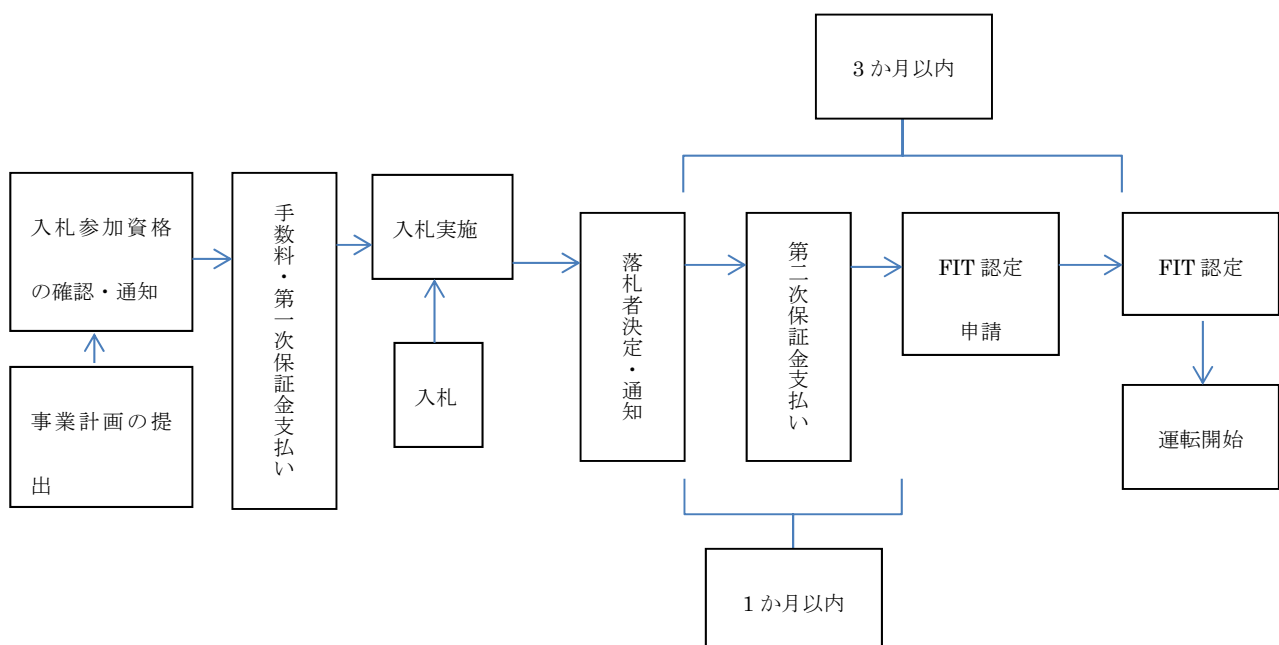
認定計画に従って事業実施を行っていない場合には、経済産業大臣による指導及び助言(法第12条)や改善命令(法第13条)が行われる可能性がある。改善命令違反、認定計画違反等の場合には、FIT認定の取消措置(法第15条)が行われる可能性もある。

✓ 事業終了後

FIT認定設備を、認定を受けた計画に沿って適切に処分することが要求される。

事業実施に際しては、上記のとおり、認定を受けた事業計画に沿ってこれを遂行することはもちろん、上記の「事業計画策定ガイドライン」が定める保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体的な考え方や、法令の規制がかからない事項についての「推奨事項」も参照しつつ、事業を実施する必要がある。

(3)供給価格に関する入札制度の導入(法第2章第2節)



今回の改正においては、国民負担を抑制しつつコスト効率的な再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、電源間でバランスのとれた導入を促進する観点から、経済産業大臣が指定した電源・規模において、FIT制度のもと発電をしようとする再生可能エネルギー発電事業者が1kW当たりの価格と発電電力について入札を行い、よりコスト

ト効率的に再生可能エネルギー電気を供給できる事業者に FIT 認定取得の権利を付与する入札制度が新設された(法第 2 章第 2 節)。現在のところ、2017 年度に 1 回、2018 年度に 2 回の入札実施が予定されており、太陽光発電設備であって 2000kW 以上の発電設備について入札が実施されることとなっている。入札の細則を定める「入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針」によれば、上記各入札の基本的内容は下表のとおりである。

対象地域	全国一律(全国に設置される入札対象区分等に該当する発電設備を対象に一括で実施)
入札量	2017 年、2018 年に実施される計 3 回の入札において、合計 1 から 1.5 ギガワット(500 メガワット/回)
供給価格上限額	21 円/kWh(第 2 回、3 回については未定)
調達価格	落札者が入札した額 + 消費税及び地方消費税
調達期間	20 年(ただし、運転開始期限日より後に供給を開始した場合には、超過分を短縮)
運転開始期限	FIT 認定を受けた日から 3 年

入札参加資格については、基本的には、事業計画が FIT 認定基準(上記(1)を参照)と同様の基準を満たしていることが要求されるが、送配電事業者から接続の同意を得ていること(接続契約の締結)は入札参加基準から除外されている。2017 年度の入札に関する入札条件の詳細は、入札募集要綱に記載されることとなっている。また、入札対象区分が大規模太陽光であることから、地域との共生を図るための取組(自治体への事業計画の説明、他法令の許認可手続の確認等)を行った上、当該取組についての記録を提出することが要求される点には注意が必要である。なお、入札参加者が入札参加に際して事業計画を提出した後、事業者名、発電区分や発電出力、設備所在地や発電設備の設置形態等に変更が生じた場合には事業計画認定を行わないこととされるが、接続契約に関する事項については例外的に提出後の変更が認められている。

加えて、入札及び落札にあたっては入札の不正操作を防止し、あるいは落札者の確実な事業実施を担保する観点から、入札参加者に対する保証金(第 1 次保証金)制度及び落札者に対する保証金(第 2 次保証金)制度も設けられる。各保証金制度の概要は下表のとおりである。

	第 1 次保証金	第 2 次保証金
単価	500 円/kW	5000 円/kW
保証金算定方法	発電設備出力 × 単価	落札した発電設備出力 × 単価
納付方法	一括納付	一括納付(第 1 次保証金を充当可)
納付期限	入札の前日まで	入札結果公表の翌日から起算して 2 週間以内
没収事由	①入札において不正を行ったと認められる場合 ②入札結果公表までの間に入札参加基準に該当しないこととなった場合 ③落札したにもかかわらず第 2 次保証金を期限までに納付しなかった場合	①発電事業を中止した場合 ②発電設備の出力を 20%以上減少させた場合 ③発電設備の出力を増加させた場合 ④発電設備設置場所の変更 ⑤運転開始予定日を超過しても供給を開始しない場合 ⑥発電設備の出力を 20%未満の範囲で

	減少させた場合(減少分相当の没収)
--	-------------------

入札に参加しようとする事業者が発電事業計画を指定入札機関及び経済産業大臣に提出すると、2か月以内に入札参加可否に関する通知が行われ、入札募集の応募受付を終了した日の翌日から2週間以内に入札結果が公表される。落札者は当該公表日の翌日から1か月以内にFIT認定の申請を行い、3か月以内にFIT認定を取得することが求められる。第2次保証金の不納付、発電事業の中止等の場合には、落札者決定が取り消される。なお、系統接続に係る工事費負担金支払いについては、通常、特定契約締結から1か月以内に支払わない場合に送配電事業者は契約を解除できるとする条件が付されることとなるが、入札対象区分に関する系統接続契約については、落札した後認定を取得した日から1か月以内に支払わない場合が支払期限として設定されることとなる。また、落札からFIT認定取得までの間における事業変更は原則として認められないほか、FIT認定取得後に大幅な事業変更(上表の没収事由(第2次保証金)を参照)があった場合には保証金の没収措置が下されうるので注意が必要である。

(4)調達価格の見直し

(a)発電設備区分の新設、細分化

新制度のもとでは、経済産業大臣がそれ毎に調達価格及び調達期間を定めることとなっている再生可能エネルギー発電設備の区分等(電源種、設置の形態及び規模)が新設、細分化される。各電源についての変更点を簡潔に説明すると以下のとおり整理できる。

- ✓ 太陽光発電設備
これまで10kW以上/未満という出力区分であったが、今般の改正により10kW以上2000kW未満、2000kW以上の発電設備区分に細分化される。
- ✓ 風力発電・地熱発電
新たに「リプレース案件か否か」(地熱発電については第1種・2種特定地熱発電設備という定義がなされている。)という観点から発電設備区分が新設される。リプレース案件とは、既存の発電設備の廃止に伴い従前使用されてきた系統接続枠、電源線、土地・熱源を再利用する発電設備等を指す。
- ✓ 水力発電
これまでの1000kW以上3万kW未満という出力区分に5000kW以上/未満という新たな線引きが加わった。既設導水路活用型(既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの)においても同様の区分けがなされる。
- ✓ バイオマス発電
一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマスによるものであって2万kW以上/未満という区分に細分化され、2万kW以上のものについては2017年10月1日より調達価格が21円に引き下げられる。

(b)数年先の買取価格の設定・中長期的な価格目標の設定

新制度の下では、これまで各年度毎に決定されてきた再生可能エネルギーの調達価格及び調達期間について、経済産業大臣が諸事情勘案の上必要であると認めるときは、翌年度以降の調達価格等も予め決定できる仕組みが導入された(法第3条第2項)。経済産業省は、2017年3月14日付けで、下記一覧表に記載のとおり、2017年度以降の調達価格及び調達期間を公表しているが、多くの発電設備区分において2019年度までの調達価格が設定されている。

再生可能エネルギー発電設備の区分等		調達価格(／kWh)				調達期間
電源	規模	(参考) 2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
太陽光	2,000kW以上	24円＋税	入札による			入札による(2017年度、2018年度実施分については20年間)
太陽光	10kW以上 2,000kW未満	24円＋税	21円＋税	—	—	20年間
太陽光(出力制御対応機器設置義務なし)	10kW未満	31円	28円	26円	24円	10年間
太陽光(出力制御対応機器設置義務あり)	10kW未満	33円	30円	28円	26円	10年間
太陽光(出力制御対応機器設置義務なし) (ダブル発電)	10kW未満	25円	25円		24円	10年間
太陽光(出力制御対応機器設置義務あり) (ダブル発電)	10kW未満	27円	27円		26円	10年間
風力(陸上風力)	20kW以上	22円＋税	21円＋税 (2017年9月末まで 22円＋税)	20円＋税	19円＋税	20年間
風力(陸上風力リプレース)	20kW以上	—	18円＋税	17円＋税	16円＋税	20年間
風力	20kW未満	55円＋税	55円＋税	—	—	20年間
風力(洋上風力)	20kW以上	36円＋税	36円＋税			20年間
地熱	15,000kW以上	26円＋税	26円＋税			15年間
地熱	15,000kW未満	40円＋税	40円＋税			15年間
地熱(全設備更新型リプレース)	15,000kW以上	—	20円＋税			15年間

地熱(全設備更新型リプレース)	15,000kW未満	—	30 円+税	15 年間
地熱(地下設備流用型リプレース)	15,000kW以上	—	12 円+税	15 年間
地熱(地下設備流用型リプレース)	15,000kW未満	—	19 円+税	15 年間
水力	5,000kW以上 30,000kW未満		20 円+税 (2017 年 9 月末まで 24 円+税)	20 年間
水力	1,000kW以上 5,000kW未満		27 円+税	20 年間
水力	200kW以上 1,000kW未満	29 円+税	29 円+税	20 年間
水力	200kW未満	34 円+税	34 円+税	20 年間
水力(既設導水路活用型)	5,000kW以上 30,000kW未満		12 円+税	20 年間
水力(既設導水路活用型)	1,000kW以上 5,000kW未満		15 円+税	20 年間
水力(既設導水路活用型)	200kW以上 1,000kW未満	21 円+税	21 円+税	20 年間
水力(既設導水路活用型)	200kW未満	25 円+税	25 円+税	20 年間
バイオマス (メタン発酵ガス 化発電(バイオマ	—	39 円+税	39 円+税	20 年間

ス由来))				
バイオマス(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW以上	32円+税	32円+税	20年間
バイオマス(間伐材等由来の木質バイオマス)	2,000kW未満	40円+税	40円+税	20年間
バイオマス(一般木質バイオマス農産物の収穫に伴って生じるバイオマス)	20,000kW以上	24円+税	21円+税 (2017年9月末まで24円+税)	20年間
バイオマス(一般木質バイオマス農産物の収穫に伴って生じるバイオマス)	20,000kW未満		24円+税	20年間
バイオマス(建設資材廃棄物)	—	13円+税	13円+税	20年間
バイオマス(一般廃棄物その他のバイオマス)	—	17円+税	17円+税	20年間

また、新制度では調達価格目標の設定制度が新設され、経済産業大臣が電源毎に中長期的な調達価格目標を設定する仕組みとなるとともに、これまで通常要する費用を基礎に算定されてきた調達価格の設定に際しても価格目標が勘案されることとなる(法第3条第4項)。現状、既に下表のとおり価格目標が定められている。

電源種		価格目標
太陽光発電	非住宅用	発電コストが2020年に14円/kWh、2030年に7円/kWh
	住宅用	調達価格が2019年に家庭用電気料金並み、売電価格が2020年以降早期に電力市場価格並み
風力発電	20kW以上	2030年までに発電コスト8~9円/kWh
	20kW未満	導入動向を見極めつつ、コスト低減を促し、FITからの中長期的な自立化を図る。
	洋上風力	導入環境整備を進めつつFITからの中長期的な自立化を図る。
地熱発電		当面は大規模案件の開発を円滑化。中長期的にはFITからの自立化を図る。
中小水力発電		当面は新規地点開発を促進。中長期的にはFITからの自立化を図る。

バイオマス発電	FITからの中長期的な自立化を図る。
---------	--------------------

(5)送配電事業者による再生エネルギー電気の買取

改正後のFIT制度においては、再生エネルギー電気の買取義務者が、小売電気事業者から系統運用及び需給調整に責任を負う電気事業法上の一般送配電事業者及び特定送配電事業者に変更された(法第16条1項、同第2条1項)。なお、2017年3月31日までに締結された買取契約(特定契約)は、改正法施行後も引き続き有効であり、契約期間満了まで小売買取を継続することが可能である。特定契約は「送配電買取要綱」に基づいて締結される必要があるほか、送配電事業者は、FIT認定事業者から特定契約の申込みがあったときは、その内容が当該電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、特定契約の締結を拒むことができない。正当な理由の内容については、旧制度と同様に、電気事業者の利益を不要に害するおそれがある契約内容となっている場合等が規定されている。このうちいわゆる出力制御ルールについては、これまで「出力制御を受ける発電事業者間の公平性」や、「効率的な出力制御のための柔軟性」の確保が必要である等の指摘がなされてきたことを踏まえ、2017年3月に「出力制御の公平性の確保に係る指針」が整備され、同指針に基づく出力制御の要請を受けたときは、事業者はこれに協力するものとされている。また、認定事業者の代わりに買取を行っている送配電事業者が発電計画を作成し、発電計画値と発電実績値が乖離した際に発電インバランスを負担する制度が新たに創設されるとともに、発電計画を作成する送配電事業者等に対し、インバランスリスク分の負担を補填する措置が引き続き継続される。

また、調達電気の広域的・効率的な活用を促進する観点から、送配電事業者がFIT認定事業者から電気を買い取った場合、再生可能エネルギー電気供給約款に基づく相対取引又は卸電力取引市場における売買取引による小売電気事業者への供給が義務付けられた(後者が原則)。なお、再生可能エネルギー電気供給約款については既に、各送配電事業者が供給料金等所定の事項を定めた上で経済産業大臣への届出・公表を行っている。

(6)賦課金減免制度の見直し

再生可能エネルギー買取費用の事業者負担については、電力多消費事業における国際競争力を強化する趣旨のもと、電力を一定以上消費する事業所であって、かつ省エネに向けた取組みを行うものとして経済産業大臣の認定を取得したものについて、最大8割の賦課金減免を可能とする制度が新設された(法第37条)。

3. 既存事業者が対応すべき事項

今回の改正は、施行日以降の事業参加者はもちろん、既に旧制度の下で再生可能エネルギーの発電設備を開発・運営している事業者や電気買取を行っている小売事業者にも影響がある。新制度開始に際して、既存事業者において対応が必要となる事項については本ニューズレターとともにリリースされる「改正再エネ特措法の施行に伴う旧認定発電設備に関する実務対応」において詳述しているのでご覧になられたい。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 小林 英治(ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 横井 邦洋(kunihiro.yokoi@amt-law.com)
弁護士 矢吹 邦太郎(kunitaro.yabuki@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、inquiry@amt-law.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins12.html>にてご覧いただけます。